

令和元年9月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成30年(ワ)第5号 奈良県会議員に係る不当利得返還請求事件
口頭弁論終結の日 令和元年5月21日

判 決

5 奈良県北葛城郡王寺町

原 告

奈良市

原 告

奈良市登大路町30番地

10 被 告 奈良県知事 荒井正吾
同訴訟代理人弁護士 川 崎 祥 記

片 山 賢 志
前 川 典 彦
大 寺 健 太

15 奈良県大和郡山市田中町172番地3

被告補助参加人 中 野 雅 史

(以下「補助参加人」という。)

同訴訟代理人弁護士 緒 方 賢 史

主 文

- 20 1 被告は、別紙「認容額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方に対し、
同別紙の「認容額」欄記載の金員を支払うよう請求せよ。
2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
3 訴訟費用はこれを50分し、その3を被告の負担とし、その余を原告ら
の連帯負担とし、補助参加によって生じた費用は原告らの連帯負担とする。

25 事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別紙「請求相手方別請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方に対し、それぞれ同表の「請求金額」欄記載の金員及びこれに対する平成29年4月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

5 第2 事案の概要

1 本件は、奈良県（以下、法令において引用表記する場合を除き、単に「県」という。）の住民である原告らが、県議会議員である別紙「請求相手方別請求金額一覧表」の「相手方」欄記載の各相手方（以下「相手方中川」などといい、全員を指すときは「相手方ら」という。）が県から交付を受けた平成28年度の政務活動費について、奈良県政務活動費の交付に関する条例（平成13年奈良県条例第42号。ただし、平成29年奈良県条例第56号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）に定める用途基準に適合しない支出があり、相手方らはこの支出に係る金員を法律上の原因なく利得しているにもかかわらず、県の執行機関である被告が相手方らに対する不当利得返還請求権の行使を怠っている旨主張して、被告に対し、地方自治法（以下「地自法」という。）242条の2第1項4号本文に基づき、相手方らに対して前記第1の各不当利得金（別紙「請求相手方別請求金額一覧表」の「請求金額」欄記載の金額）及びこれに対する上記政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日であると主張する平成29年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求める住民訴訟である。

2 関係法令等の定め

(1) 地自法100条

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及

び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 項 議長は、14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 本件条例（乙共1）

1 条 この条例は、地方自治法（中略）の規定に基づき、奈良県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 条 1 項 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 項 政務活動費は、（中略）議員にあつては別表第二に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

3 条 政務活動費は、会派（中略）及び議員の職にある者に対し交付する。

5 条 1 項 議員に係る政務活動費は、月額28万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

7 条 1 項 議長は、前条1項の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度4月10日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

8 条 知事は、前条各項の規定による通知に係る会派及び議員について、

政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

9 条 1 項 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の 15 日までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。(後略)

10 条 1 項 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別に定める様式により、年度終了の日の翌日から起算して 30 日以内に、領収書の写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴しがたいときは、別に定める様式による支払証明書)及び議長が別に定める書類(以下「領収書等」と総称する。)を添えて、議長に提出しなければならない。

11 条 会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出(2 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

13 条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

14 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

別表第二(2 条関係、抜粋)

経 費	内 容
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に

	要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

- (3) 奈良県政務活動費の交付に関する規程(平成13年奈良県議会規程第1号。ただし、平成29年奈良県議会規程第2号による改正前のもの。以下「本件規程」という。乙共2)

5 本件規程は、本件条例の施行に関し必要な事項を定めたものであり(1条)、収支報告書の様式(5条)、収支報告書の訂正の方法(7条)等について定めている。

- (4) 政務活動費の手引(以下「本件手引」という。乙共3)

10 県議会は、平成25年4月、政務活動費の運用方針を記載した本件手引を取りまとめているところ、本件手引においては、政務活動費の使途基準の考え方、収支報告書の記載方法やその添付書類について説明しているほか、次のとおり定めている。

ア 広聴広報費

15 広聴広報費の使途内容として、交通費、名刺、広聴広報活動費(会場費等)、広報紙(印刷費、送料・配布料)、ホームページ(プロバイダー料、回線使用料、作成・管理費)を挙げている。

このうち、広報紙については、政党活動、後援会活動等他の活動の掲載がある場合は、掲載記事の割合等により按分し、ホームページについては、広聴広報費の広報紙の例に準じて按分するものとしている。

イ 資料購入費

20 資料購入費の使途内容として、政務活動に必要な書籍購入費、その他資料購入費や、原則1紙につき1部の新聞購読料を挙げている。

ウ 事務所費

(ア) 事務所として認められるためには、次の要件を具備し、実際にそこが政務活動に使用されていることが必要である。

a 事務所として外形上の形態を有していること。

b 事務所としての機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有していること。

c 連絡機能が整っていること。

d 賃貸の場合は、議員が契約者となっていること。

(イ) 自己又は自己と生計を一にしている親族の所有する物件の賃借料、使用料又は分担金の支出に政務活動費を充当することはできない。

また、議員が法人の代表者又は役員の地位にあり、その法人から事務所を賃借し、賃借料を支払う場合には、その法人の会計処理について、当該賃借料が収入として適正な処理が行われていることが必要である。

(ウ) 事務所費には、事務所賃借料・光熱水費・維持管理費・駐車場賃借料が含まれる。このうち、駐車場賃借料は、来客専用又は来客兼用の場合に限って認められる。

当該事務所が他の活動に併用されている場合は、政務活動の使用時間又は使用面積等の使用実態に応じて按分して政務活動費を充当する。ただし、使用実態による按分が困難な場合は、2分の1を限度として政務活動費を充当することができる。按分等により政務活動費を充当する場合、賃借料・光熱水費・維持管理費・駐車場賃借料は、全て同じ割合で政務活動費を充当する。

エ 事務費

事務費には、事務機器及び備品のリース代並びに購入代・自動車のリース代等・通信費としての郵便料等が挙げられている。

事務機器及び備品の購入代のうち、政務活動に直接必要と認められるパ

ソコンについては充当できるものとされている。また、事務所費の賃借料・光熱水費・維持管理費を充当している場合は、事務機器及び備品の購入代も同じ割合で按分する。

オ 人件費

- 5 (ア) 人件費には、政務活動の補助業務のために雇用した職員の給料、手当、社会保険料、アルバイト賃金が含まれる。
- (イ) 雇用実態を客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、源泉徴収票など税務署への申告書類、社会保険・雇用保険の加入及び支払関係の書類、出勤簿、賃金台帳等）を適切に整備することとする。
- 10 (ウ) 政務活動の補助のために雇用した者が他の業務にも携わっている場合は、政務活動に要した業務実態によって按分して政務活動費を充当する。ただし、業務実態が明らかでない場合には、2分の1を限度として政務活動費を充当することができるものとする。

カ 政務活動費の残余额の返還について

- 15 (ア) 本件条例11条による政務活動費の残余额の返還期限は、政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の5月末とする。
- (イ) 収支報告書を訂正した結果、交付を受けた政務活動費について新たな残余额が生じた場合、当該残余额についても返還する必要がある。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

- ア 原告らは、県の住民である。
- イ 被告は、県の執行機関（知事）である。
- ウ 相手方らは、平成28年度において県議会議員であった者である。

(2) 政務活動費の交付（弁論の全趣旨）

25 県は、相手方らに対し、本件条例5条に基づき、平成28年度の政務活動

費を交付した。

(3) 政務活動費への支出（弁論の全趣旨）

相手方らは、平成28年4月から平成29年3月までの間、それぞれ別紙主張整理表（以下、単に「主張整理表」という。）の「政務活動費支出額（円）」欄記載の金額について政務活動費を支出した（支出費目の詳細は、同表の「相手方」欄記載の各相手方に対応する「費目」、「内容」、「支出日」、「実支払額（円）」、「政務活動費支出額（円）」及び「充当率（％）」欄記載のとおりである。）。

(4) 住民監査請求（甲共1，2）

原告らを含む県の住民3名は、平成29年12月19日、県監査委員に対し、県が相手方らに交付した平成28年度の政務活動費には本件条例に定める使途基準に合致しない不適切な支出があり、これらは不当利得であるので返還を求めるべきである旨主張して、県議会議員24名の政務活動費の支出について住民監査請求をした。これに対し、県監査委員は、平成30年2月16日、上記請求は理由がないものと判断して棄却し、上記住民3名は、その頃、その結果の通知を受けた。

(5) 本件訴えの提起（当裁判所に顕著）

上記住民3名のうち原告ら2名は、平成30年3月16日、上記県議会議員24名のうち17名を相手方とする本件訴えを提起した。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、各政務活動費の支出の違法性であり、これに関する当事者の主張は、次のとおりである（なお、主張整理表の「原告らの主張」欄及び「被告の主張」欄に、「主張の要旨」欄のとおり、主張の要点を記載している。）。

(1) 相手方中川（主張整理表の番号1）について

ア 原告らの主張

相手方中川は、県政報告紙代47万8003円について、広聴広報費と

して政務活動費を支出している。しかしながら、県政報告紙の現物を確認して政務活動費の充当の適否を確認することができないため、仮定値として半額の23万9001円を違法な政務活動費の充当と主張する。

イ 被告の主張

5 (ア) 政務活動費支出の適法性に関する一般的主張（以下、その余の相手方らについても同様である。）

一般に、議員の自由な政務活動を確保し、議会の審議能力を強化するという政務活動費の制度の趣旨を実現するという本件条例及び本件規程の趣旨からすれば、議員が本件条例及び本件規程に則って適法に収支報告書等を提出している以上、当該議員による政務活動費等の支出は適法
10 なものと推定され、政務活動費等の支出が違法であると主張する側において、これを推認させる具体的事実を主張立証しない限り、当該議員は当該支出が適法であることを説明する義務を負わないというべきである。

(イ) 相手方中川は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規
15 程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲1の1及び2）。したがって、相手方中川による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定され、原告らは、支出の違法性を基礎付ける具体的事実の主張・立証をしていないから、違法性は認められない。

(2) 相手方川田（主張整理表の番号2）について

ア 原告らの主張

20 相手方川田は、県政報告紙を合計4回発注し、その費用131万0645円の10分の9に政務活動費を支出している。しかしながら、県政報告紙の現物を確認して政務活動費の充当の適否を確認することができないため、2分の1の按分仮定値から10分の1を除いた52万4257円は
25 違法な政務活動費の充当というべきである。

イ 被告の主張

相手方川田は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲2の1ないし5）。したがって、相手方川田による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定され、原告らは、支出の違法性を基礎付ける具体的事実の主張・立証をしていないから、違法性は認められない。

(3) 相手方岡（主張整理表の番号3）について

ア 原告らの主張

相手方岡は、政務活動事務所の賃借料82万9128円の全額に政務活動費を支出している。しかしながら、相手方岡の後援会事務所は、同人の親族が経営する介護施設内に所在し、かつ、同後援会の収支報告書記載の収入及び支出はいずれも0円であるから、実質的な後援会活動は、政務活動事務所において行われていたといえる。

したがって、相手方岡の政務活動事務所はいわゆる併用型事務所であり、事務所賃借料の2分の1である41万4564円は違法な政務活動費の支出である。

イ 被告の主張

(ア) 相手方岡は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲3の1ないし13）。したがって、相手方岡による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定され、原告らは、支出の違法性を基礎付ける具体的事実の主張・立証をしていないから、違法性は認められない。

(イ) 相手方岡の後援会事務所の所在地は、政務活動事務所とは異なる。相手方岡の後援会は、有限会社樫原ケアセンターユースフル21（以下「ケアセンター」という。）が1階に所在する建物の2階を事務所として利用している。また、後援会の収支報告上の収支がともに0円であったのは、後援会の活動実態がなかったか、収入が一切なく、かつ、支出を伴わな

いことを示すのみであるから、政務活動事務所において後援会活動が行われていることにはならない。

(4) 相手方森山（主張整理表の番号4）について

ア 原告らの主張

5 (ア) 事務所費

相手方森山は、政務活動事務所の賃借料として134万4000円を支払い、その全額に政務活動費を支出している（甲4の2）。しかしながら、相手方森山の政務活動事務所には後援会の看板が設置されており、過去には同相手方の支援団体であるサポーターズネットが使用していた（甲4の5及び6）。また、相手方森山の後援会事務所の届出上の所在地は、相手方森山の自宅であり、同後援会の収入及び支出はともに0円である（甲4の7）。そして、相手方森山の自宅における後援会活動は限定的なものと推認することができ、後援会の看板や、選挙時の選挙事務所が政務活動事務所と同一の場所に開設されていることなどの事情に照らすと、後援会活動は政務活動事務所で行われていると合理的に推認することができる。

そうすると、相手方森山の政務活動事務所は併用型事務所であるから、賃借料の全額を充当することはできず、政務活動費の支出の2分の1である67万2000円については、違法な支出である。

20 (イ) 人件費

相手方森山は、政務活動補助職員を2名雇用し、人件費として合計144万円に政務活動費を支出している。しかしながら、前記(ア)のとおり、相手方森山の政務活動事務所は併用型事務所であるから、人件費も2分の1を超えて政務活動費を支出することはできず、支出の2分の1である72万円は違法な支出である。

25 イ 被告の主張

相手方森山は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲4の1ないし4）。したがって、相手方森山による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

5 (ア) 事務所費

平成28年度中に、政務活動事務所の敷地内に後援会の看板は設置されておらず、また、同年度中に選挙は実施されていないから、同じ建物に選挙事務所は開設されていない。そして、後援会の収支がともに0円である事実から、政務活動事務所が併用型事務所であると推認することができないことは、前記(3)イ(イ)と同様である。

10 (イ) 人件費

前記(ア)と同様である。

(5) 相手方藤野（主張整理表の番号5）について

15 ア 原告らの主張

(ア) 広聴広報費

相手方藤野は、県政レポート作成・郵送費用として、合計77万9461円を支払い、全額に政務活動費を充当している。しかしながら、県政報告紙の現物を確認して政務活動費の充当の適否を確認することができないため、仮定値として半額の38万9730円を違法な政務活動費の充当と主張する。

20 (イ) 事務所費

相手方藤野は、政務活動事務所の賃借料として、年額90万円を支払い、全額に政務活動費を支出している。しかしながら、民主党まぶちすみお、前川きよし及び藤野よしつぐのポスターが、政務活動事務所の所在する建物の前面に3枚、裏面に2枚張り出されている。また、政治団体である「ふじの良次サポーターズクラブ」（以下「サポーターズクラ

ブ」という。)の収支報告書上の支出は40万8000円である(甲5の31)が、同所に所在する後援会の収支は0円である。そして、相手方藤野の活動は、「サポーターズクラブ」のビアパーティーへの出席や、国民民主党奈良県総支部連合会幹事長の立場での活動など、党務や政治家としての活動がほとんどである(甲5の32及び33)。また、サポーターズクラブの事務所は、政務活動事務所から200m離れた、相手方藤野の親族が経営しているとみられる介護サービス事務所に存在する(甲5の34)が、同施設は電話番号もなく、閉業しており、政党活動はこの場所ではなく、政務活動事務所で行われたと推認できる。以上に加え、相手方藤野の県政報告紙である「ふじのREPORT」は、民進党の号外であるが、発行者は「ふじの良次事務所」となっている(甲5の35ないし37)。このことからすれば、相手方藤野の政務活動事務所は、後援会事務所との併用型事務所である。

そうすると、政務活動事務所の賃借料の2分の1を超えて政務活動費を支出することはできず、45万円は違法な政務活動費の支出である。

(ウ) 人件費

相手方藤野は、平成28年度に政務活動補助職員を1名雇用し、人件費として合計104万7000円を支払い、その全額に政務活動費を支出した。しかしながら、前記(イ)のとおり、相手方藤野の政務活動事務所は併用型事務所であるから、人件費も2分の1を超えて政務活動費を支出することはできず、2分の1である52万3500円は違法な政務活動費の支出である。

イ 被告の主張

相手方藤野は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した(甲5の1ないし28)。したがって、相手方藤野による平成28年度政務活動費の支出は適法

と推定される。

(ア) 広聴広報費

原告らは、支出の違法性を基礎付ける具体的事実の主張・立証をしていないから、違法性は認められない。

5 (イ) 事務所費

原告ら指摘のポスターは、平成28年度当時には外壁に掲示されていない。また、政務活動事務所の外壁に政党主催の演説会のポスターが掲示されているからといって、経験則上、その事務所において政治活動が行われていると推認できるものではない(乙5の1)。さらに、サポーターズクラブの平成28年度の収支は、政務活動費の支出の可否とは関係がなく、後援会の収支がともに0円であることから、併用型事務所であると推認することができないことは、前記(3)イ(イ)と同様である。

(ウ) 人件費

前記(イ)と同様である。

15 (6) 相手方中野(補助参加人。主張整理表の番号6)について

ア 原告らの主張

(ア) 事務所費

相手方中野は、政務活動事務所の賃借料として合計180万円を支払い、その全額に政務活動費を支出している。しかしながら、同人の政務活動事務所には、自由民主党や国会議員である高市早苗の看板が設置されている(甲6の15及び16)。また、相手方中野が代表者を務める政治団体である「なら21政経研究会」(以下「政経研究会」という。)の所在地は、現在別の場所に移動しており、後援会活動は相手方中野の政務活動事務所において行われていると推認できる(甲6の17)。そして、政経研究会の収入は65万円、支出は76万5000円であり、活動内容は限定的であったといえるし、政務活動事務所から450m離れた場

所に所在していたことも併せ考えると、相手方中野の政務活動事務所において、後援会活動が行われていたと推認できる。さらに、政務活動事務所の貸主である関西興産株式会社（以下「関西興産」という。）の代表取締役は相手方中野であり、同社の所有物は相手方中野の所有物とみなされるから、同社に対する事務所賃借料の支払は違法である。

なお、本件手引は、同族会社の所有物は、その会社代表者の所有物と同視し得るという点を理解していないものであり、本件条例に反する違法な規定である。

以上に加え、相手方中野は、平成29年度においても、政務活動事務所として平成28年度以前と同一の物件を関西興産から賃借しているにもかかわらず、平成29年度分の賃借料には政務活動費を支出しておらず、同建物における賃借面積の半分を後援会使用として報告しており（甲6の20）、この使用実態は平成28年度以前も同様であったといえる。

したがって、相手方中野の政務活動事務所の賃借料については、政務活動費を支出することは許されないものというべきであり、180万円全額が違法な政務活動費の支出である。

（イ）人件費

相手方中野は、政務活動専用職員として1名を雇用し、合計72万円を支払い、全額に政務活動費を支出している。しかしながら、相手方中野の政務活動事務所は後援会活動も行われているから併用型事務所であり、職員の活動にも後援会活動が含まれているといえるから、2分の1を超えて政務活動費を支出することはできず、36万円の政務活動費の支出は違法である。

イ 被告及び補助参加人の主張

相手方中野は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲6の1ないし

4)。したがって、相手方中野による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

(ア) 事務所費

平成28年度中の看板掲出は、建物に隣接する資金管理団体の事務所において自由民主党の支部宛ての郵便物を受け取るためであって、政務活動事務所とは何ら関係がない(乙6の1ないし3)。また、国会議員である高市早苗氏の看板も、別の建物に設置されており、設置者はコスモ住建であるから、政務活動事務所とは何ら関係がなく(乙6の1ないし3)、そもそも政務活動事務所周辺に国会議員の看板があったとしても、同事務所で政治活動が行われていると推認することはできない。さらに、政経研究会の収支は、政務活動事務所賃借料の支出の違法性と何ら関係がない。そして、相手方中野の政務活動事務所が所在する建物の賃貸人は相手方中野ではなく、関西興産である。以上に加え、政務活動事務所、後援会事務所、資金管理団体事務所がそれぞれ実体として独立しており、同一箇所に存在するような外見であっても、政務活動事務所は附属建物、後援会事務所と資金管理団体は主たる建物にあるし、部屋は分離独立しており、各事務所の入口も別である。

したがって、政務活動事務所において後援会活動等が行われていたとはいえず、賃借料全額への政務活動費の支出は適法である。

(イ) 人件費

前記(ア)と同様である。

(7) 相手方安井(主張整理表の番号7)について

ア 原告らの主張

(ア) 広聴広報費

相手方安井は、県政だよりの印刷・折込代として51万3890円を支払い、全額に政務活動費を支出している。しかしながら、県政だより

の現物を確認して政務活動費の充当の適否を確認することができないため、仮定値として半額の25万6945円を違法な政務活動費の充当と主張する。

(イ) 事務所費

5 相手方安井は、事務所賃借料（駐車場賃借料含む）として43万7280円を支払い、全額に政務活動費を支出している。しかしながら、相手方安井の政務活動事務所には看板がなく（甲7の30）、「事務所としての外形上の形態を有している」とはいえない。また、相手方安井のホームページ上に政務活動事務所の所在地や電話番号の記載がなく、「連絡機能

10 機能が整っている」ともいえないし、その面積に照らすと、「事務所機能を有している」ともいえない。

そうすると、相手方安井の賃借物件は、本件手引において、その賃借料に政務活動費を支出することができる政務活動事務所としての要件を満たしておらず、政務活動費の支出は全額違法である。

15 (ウ) 人件費

相手方安井は、政務活動に従事する職員を1名雇用し、月額5万円を支払い、平成29年6月分及び7月分については事務所賃借料の按分割合と同様の割合で、その他の月については100%の割合で、合計57万0498円の政務活動費を支出している。しかしながら、前記(イ)と同様の理由から、政務活動費の支出全額が違法である。

20

イ 被告の主張

相手方安井は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲7の1ないし28）。したがって、相手方安井による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

25

(ア) 広聴広報費

原告らは、支出の違法性を基礎付ける具体的事実の主張・立証をしていないから、違法性は認められない。

(イ) 事務所費

平成28年6月及び7月の事務所費及び人件費に政務活動費を按分充当したのは、参議院議員選挙候補者佐藤啓氏の連絡事務所としても使用しており、使用実態に応じたためである。

そして、相手方安井の政務活動事務所には看板があり、電話及びファックスが備え付けられて連絡機能も整っており、事務スペースなどの十分な機能がある（乙7の1）から、政務活動事務所としての要件が全て備わっており、同事務所賃借料への政務活動費の支出は適法である。

(ウ) 人件費

相手方安井の政務活動事務所においては、職員が政務活動の補助業務に専従していたから、人件費の全額に政務活動費を支出したことは適法である。

(8) 相手方奥山（主張整理表の番号8）について

ア 原告らの主張

(ア) 事務所費

相手方奥山は、政務活動事務所の賃借料として、42万円を平成28年度末に一括で支払い、その全額に政務活動費を支出している。しかしながら、同事務所の入口には「かしば21世紀倶楽部後援会事務所」の看板があり（甲8の3及び7）、同後援会の収入は122万0005円、支出は51万7851円（甲8の8）であって、活動費用が少ないことに照らすと、後援会活動は政務活動事務所において行われていたといえるから、同事務所は後援会との併用型事務所である。また、同後援会の所在地は社会福祉法人の施設内であり、同所での活動内容は限定的であると考えられるし、後援会の届出電話番号は携帯電話であって、担当者

は相手方奥山の親族である同施設長である。そうすると、後援会に常駐する職員は設置されていないと推認することができ、後援会活動は政務活動事務所で行われていると推認できる。

したがって、2分の1を超えて政務活動費を支出することはできず、21万円は違法な政務活動費の支出である。

イ) 人件費

相手方奥山は、政務活動補助職員を3名雇用し、合計108万9000円を支払い、その全額に政務活動費を支出している。しかしながら、前記(ア)のとおり、同人の政務活動事務所は併用型事務所であるから、職員らも後援会活動等を行っていたといえ、2分の1を超えて政務活動費を支出することはできず、54万4500円の政務活動費の支出は違法である。

イ 被告の主張

相手方奥山は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲8の1ないし7）。したがって、相手方奥山による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

(ア) 事務所費

平成28年度中に政務活動事務所の入居する建物の前に後援会の看板が設置された事実はない。また、社会福祉法人の運営する「福寿会」と後援会の所在地は別であり、後援会に常駐する職員がいなかったことが推認されることはない。さらに、政務活動事務所の入口には、同事務所を示す看板が設置されている。加えて、後援会の平成28年度の収支は、政務活動費の支出の可否とは関係がなく、後援会の収支がともに0円であるという事実から、併用型事務所であると推認することができないことは、前記(3)イ(イ)と同様である。

(イ) 人件費

相手方奥山の雇用した職員らは、政務活動の補助業務に専従していたから、人件費の全額に政務活動費を支出したことは適法である。

(9) 相手方小泉（主張整理表の番号9）について

ア 原告らの主張

(ア) 事務所費

相手方小泉は、政務活動事務所の賃借料として年額72万3240円、同事務所の警備費として年額6万4800円、駐車場代として45万0648円を支払い、その全額に政務活動費を支出している。しかしながら、相手方小泉の政務活動事務所が所在する建物には、国会議員である高市早苗及び堀井いわおの看板並びに相手方小泉の後援会の看板が設置されている。また、平成27年4月の選挙時に政務活動事務所を選挙事務所として使用しているところ、選挙後は相手方小泉の看板があるのみであるが、後援会の収入は119万4041円、支出は121万8409円で、組織活動費は45万3322円、機関紙発行費は39万2045円、諸経費は37万3042円であって、人件費は0円である（甲9の9）。そして、広報紙（甲9の10）は、1頁及び2頁が相手方小泉の県政報告紙である「スプリング」であり、3頁及び4頁は「泉栄県政会だより」であるが、その中で、後援会が活発な活動を報告しており、かつ、「小泉米造の相談室」は3頁に記載され、所在地及び電話番号が記載されているが、これは政務活動事務所と同じものである。さらに、選挙活動や後援会活動は、政務活動事務所を拠点に行われていた（甲9の10ないし12）。

したがって、相手方小泉の政務活動事務所は、後援会との併用型事務所であり、2分の1を超えて賃借料に政務活動費を支出することはできないから、61万9344円の政務活動費の支出は違法である。

(イ) 人件費

相手方小泉は、政務活動補助職員を2名雇用し、合計132万円を支払い、その全額に政務活動費を支出している。しかしながら、前記(ア)のとおり、併用型事務所における職員であるから、2分の1を超えて政務活動費を支出することはできず、66万円の政務活動費の支出は違法である。

(ウ) 事務費

相手方小泉は、パソコン購入費6万円を支払い、全額に政務活動費を支出している。しかしながら、前記(ア)のとおり、政務活動事務所は併用型事務所であるから、事務費についても2分の1を超えて政務活動費を支出することはできず、3万円の政務活動費の支出は違法である。

イ 被告の主張

相手方小泉は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲9の1ないし5）。したがって、相手方小泉による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

(ア) 事務所費

平成28年度中には原告らが指摘する看板は掲出されていない。

また、国会議員の看板は、政務活動事務所建物及びその敷地の所有者が設置したものである（乙9の1）から、これをもって政務活動費の支出が違法であるということとはできない。

そして、広報紙は、議会活動などの報告を行うとともに県民の意思を募るためのものであり（乙9の1及び2）、小泉米造相談室として記載しているものは、県民の意思を募るためであり、後援会事務所の所在を示すための記載ではない。

さらに、後援会の平成28年度の収支は、事務所費への政務活動費の

支出の可否とは関係がなく、後援会の人件費が0円である事実から併用型事務所であると推認することができないことは、前記(3)イ(イ)と同様である。

したがって、相手方小泉の政務活動事務所は併用型事務所とはいえず、賃借料等の全額に政務活動費を支出したことは適法である。

(イ) 人件費

前記(ア)と同様である。

(ウ) 事務費

前記(ア)と同様である。

(10) 相手方中村（主張整理表の番号10）について

ア 原告らの主張

相手方中村は、広報紙である「21世紀」の作成・郵送費として、8件分の合計299万1208円を支払い、目的外支出分を控除して、263万0806円に政務活動費を支出した。このうち、4件については12分の11、その他の4件については16分の14に政務活動費を支出している。しかしながら、21世紀の現物を確認して政務活動費の充当の適否を確認することができないため、仮定値として半額を超える政務活動費の支出は違法として、これと相手方中村の按分充当率分との差額の合計である113万5202円の政務活動費の支出が違法と主張する。

イ 被告の主張

相手方中村は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲10の1ないし3）。したがって、相手方中村による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定され、原告らは、支出の違法性を基礎付ける具体的事実の主張・立証をしていないから、違法性は認められない。

(11) 相手方川口（主張整理表の番号11）について

ア 原告らの主張

(ア) 広聴広報費

相手方川口は、県政ニュース2通を発行しており、平成28年9月発行分の55万6200円、平成29年1月発行分の56万7864円はいずれも2分の1の按分割合で政務活動費を支出している。しかしながら、同発行費の領収書の宛名はいずれも相手方川口の後援会である。また、同広報紙の現物が未確認であるから、具体的な按分割合は不明であるところ、平成27年度に発行された広報紙（甲11の4）の記載に照らすと、後援会活動の宣伝色が強く、仮定値として、4分の1を超えて政務活動費を支出することはできないというべきである。

したがって、28万1016円の政務活動費の支出が違法である。

(イ) 人件費

相手方川口は、政務活動補助職員を3名雇用し、合計265万3608円を支払い、全額に政務活動費を支出している。しかしながら、相手方川口の政務活動事務所は、同人の後援会（「川口正志後援会」及び「豊正会」）事務所との併用型事務所であり、かつ、政務活動事務所が入居する建物には、奈良県中小企業連合会等の団体も入居している。また、政務活動事務所の電気代及び電話代は3分の1の按分割合で政務活動費を支出していることに照らすと、政務活動補助職員が政務活動に専従しているというのは不合理である。さらに、「川口正志後援会」の事務を中小企業連合会が担当しており、同後援会の収入は462万8000円（うち300万円は豊正会からの寄付）、支出は354万3000円（うち117万円は機関誌紙の発行費用）であって、人件費は0円であった（甲11の12）。そして、政務活動補助職員4名、中小企業連合会の職員3名が政務活動事務所に配置されているというが、4名もの政務活動補助

職員が後援会活動を全く行わないというのは不自然であり、相手方川口個人の広報紙の発行人も後援会である（甲11の13）ことを加味すると、全額に政務活動費を支出することは合理性を欠くといえる。また、中小企業連合会は、法人会員650件、個人会員4500件（甲11の14）であって、相手方川口の個人的な後援会費用を負担させておいてよいはずはない。

したがって、政務活動補助職員3名に対して支払った金額について、少なくとも2分の1を超えて政務活動費を支出することはできず、132万6804円の政務活動費の支出は違法である。

イ 被告の主張

相手方川口は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲11の1ないし11）。したがって、相手方川口による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

（ア）広聴広報費

原告らは、支出の違法性を基礎付ける具体的事実の主張・立証をしていないから、違法性は認められない。

（イ）人件費

中小企業連合会は、相手方川口が代表を務める任意団体である。そして、本件手引では、政務活動事務所の賃借料に政務活動費を按分充当した場合には、光熱水費、維持管理費、駐車場賃借料も同率で按分充当するように定められているが、人件費についてはそのような定めはなく、かつ、本件手引には、人件費は政務活動の補助のために雇用した者が他の業務にも携わっている場合についてのみ、按分充当することを求めている。

そうすると、仮に政務活動事務所が政務活動専用ではなかったとして

も、雇用した職員が政務活動に専従していた場合には、その人件費の全額に政務活動費を支出することが可能である。

したがって、人件費の全額について政務活動費を支出したことは適法である。

5 (12) 相手方田尻（主張整理表の番号12）について

ア 原告らの主張

(ア) 広聴広報費

相手方田尻は、県政ニュース印刷代・郵送代5件分の合計157万9298円を支払い、その全額に政務活動費を支出している。しかしながら、県政ニュースの現物を確認して政務活動費の充当の適否を確認することができないため、仮定値として半額の78万9649円を違法な政務活動費の充当と主張する。

(イ) 事務所費

相手方田尻は、政務活動事務所の賃借料として89万0798円を支出し、その全額に政務活動費を支出している。しかしながら、同人の後援会事務所は、閑静な住宅街にある同人の自宅に所在し、政務活動事務所と離れた場所に所在しているから、後援会活動は政務活動事務所で行わざるを得ないといえる。また、相手方田尻のホームページ（甲12の25）では、奈良県政への要望等を募集する文言が記載され、これは政務活動の側面と後援会活動の側面を有しており、ホームページで後援会事務所が別途紹介されていない。さらに、同人の2つの後援会について、支出は併せて46万円と少額である。これらの事情に照らすと、同人の政務活動事務所は併用型事務所であるといえる。

したがって、2分の1を超えて政務活動費を支出することはできず、44万5399円の政務活動費の支出は違法である。

(ウ) 人件費

相手方田尻は、政務活動補助職員2名を雇用し、103万5000円を支払い、全額に政務活動費を充当している。しかしながら、前記(イ)のとおり、相手方田尻の政務活動事務所は併用型事務所であるから、2分の1を超えて政務活動費を充当するのは違法であり、51万7500円の政務活動費の支出は違法である。

イ 被告の主張

相手方田尻は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲12の1ないし22）。したがって、相手方田尻による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

(ア) 広聴広報費

原告らは、支出の違法性を基礎付ける具体的事実の主張・立証をしていないから、違法性は認められない。

(イ) 事務所費

原告らが指摘する相手方田尻のホームページ上の記載内容は、政務活動そのものであり、これをもって、相手方田尻の政務活動事務所において後援会活動が行われていたということとはできない。

したがって、政務活動費を全額支出したことは適法である。

(ウ) 人件費

前記(イ)と同様である。

(13) 相手方田中（主張整理表の番号13）について

ア 原告らの主張

(ア) 広聴広報費

相手方田中は、県政ネットワーク印刷代・折込代5件分の合計55万7178円を支払い、その全額に政務活動費を支出している。しかしながら、県政ネットワークの現物を確認して政務活動費の充当の適否を確

認することができないため、仮定値として半額の27万8589円を違法な政務活動費の充当と主張する。

(イ) 資料購入費

相手方田中は、「昭和天皇実録」第8巻から第12巻までを1万0205円で購入し、文藝春秋及び中央公論の各11月号を合計1810円で購入しており、これら全額に政務活動費を支出している。しかしながら、これらの書籍は、政務活動との関連性が薄く、必要性が乏しいから、政務活動費を支出することは許されない。

したがって、合計1万2015円の政務活動費の支出は違法である。

イ 被告の主張

相手方田中は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲13の1ないし10）。したがって、相手方田中による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

(ア) 広聴広報費

原告らは、支出の違法性を基礎付ける具体的事実の主張・立証をしていないから、違法性は認められない。

(イ) 資料購入費

相手方田中が購入した書物が政務活動と関連性が低いという根拠はない。

昭和天皇実録は、日本の政治、社会及び文化など、昭和史の根幹を研究し、奈良県の姿はどうあるべきかなど、日本の始まりである奈良県の存在価値を見直し、施策提案に反映させるための資料として購入したものである。また、中央公論等の雑誌は、政治経済等の社会問題やこれに対する意見を把握することで広い見地から奈良県政の課題を調査するための資料として購入しており、政務活動と関連性が認められる。

したがって、前記各資料の購入費に政務活動費を支出することは適法である。

(14) 相手方秋本（主張整理表の番号14）について

ア 原告らの主張

相手方秋本は、政務活動補助職員を2名雇用して給料を支払い、そのうち、直接雇用している職員1名については、給料の2分の1に政務活動費を充当し、派遣職員1名については、給料の全額に政務活動費を充当している。しかしながら、後援会広報部が発行した広報紙記載の後援会所在地は、政務活動事務所と同じである（甲14の5）。また、相手方秋本のホームページには、平成29年1月頃から同年3月頃の間に変更されるまでは、後援会事務所の所在地及び電話番号として、政務活動事務所のものと同じものが記載されていた（甲14の4及び7）。そうすると、政務活動事務所内に後援会事務所が存在しているといえ、派遣職員だけ政務活動専用職員とする根拠はなく、不合理である。

さらに、平成30年の選挙の際には、政務活動事務所の玄関に、移転先を選挙事務所とする張り紙があり、選挙期間中には政務活動事務所は閉鎖された状態であったから、前記派遣職員も、選挙事務所が稼働先となっており、政務活動に専従していたとはいえないから、2分の1を超えて政務活動費を支出することはできず、87万6826円の政務活動費を支出するのは違法である。

イ 被告の主張

相手方秋本は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲14の1ないし3）。したがって、相手方秋本による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

後援会広報部の電話番号及びFAX番号は、後援会事務所のもの（乙1

4の1及び3)であるから、政務活動事務所と後援会事務所は別途存在している。平成29年3月頃にホームページを訂正するまでは、後援会事務所の所在地及び電話番号について誤った記載がされていたが、現在では訂正され、正しい所在地が記載されている(乙14の1ないし3)。また、広報紙に記載された後援会広報部の所在地として、政務活動事務所の所在地が記載されていたが、これも誤記である(乙14の1)。

したがって、相手方秋本が雇用する職員のうち、派遣職員の給料全額に政務活動費を支出することは適法である。

(15) 相手方西川(主張整理表の番号15)について

ア 原告らの主張

相手方西川が雇用した政務活動補助職員について、当初の給料は月額18万円であったのに、のちに46万円に増額している。この増額は社会常識に反するものであり、同職員の生活保障の必要性はないから、本件条例2条に違反している。また、相手方西川の後援会の収支報告書上の支出額は249万4968円であるが、人件費は0円であり、整合性がない。

相手方西川は、後援会活動を兼務する職員について、後援会負担分を個人の私財から負担したとしているが、これは政治資金規正法を骨抜きにするものであり、認められない。したがって、支払の実態が不明であるといわざるを得ず、充当額全額241万円は違法な支出である。

イ 被告の主張

相手方西川は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した(甲15の1ないし23)。したがって、相手方西川による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

そして、相手方西川は、実際に雇用し、給料を支払った職員について、政務活動費を支出している。また、政務活動以外の業務に従事させた職員

については、業務実態で按分することが困難であったため、本件手引に従い、2分の1の割合で按分し、政務活動費を支出した。そして、政務活動費を支出しなかった2分の1については、相手方西川個人が負担した。

したがって、相手方西川が雇用する職員に対する給料の支払には何らの問題もなく、適法である。

(16) 相手方松尾（主張整理表の番号16）について

ア 原告らの主張

相手方松尾は、政務活動補助職員1名を雇用し、240万円を支払い、その2分の1に政務活動費を支出している。しかしながら、同人が代表を務める政治団体の収支報告書上の支出は238万6589円であり（甲16の3）、そのうち、人件費は60万円のみであった。

そうすると、後援会において人件費を要した職員は同一人物のはずであるから、相手方松尾が政務活動補助職員の給料として政務活動費を支出した120万円と、政治団体の収支報告書上の人件費支出60万円の差額である60万円が違法な政務活動費の支出である。

イ 被告の主張

相手方松尾は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲16の1及び2）。したがって、相手方松尾による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

そして、相手方松尾が雇用した職員については、業務実態に応じた按分充当が不可能であったから、その2分の1について政務活動費を支出し、その余の給料については、後援会及び相手方松尾本人が4分の1ずつ支払った（乙16の1ないし3）。

したがって、相手方松尾が雇用する職員に対する給料の支払には何らの問題もなく、適法である。

(17) 相手方松本（主張整理表の番号17）について

ア 原告らの主張

相手方松本は、政務活動補助職員2名を雇用し、そのうち1名には月額18万円（年額216万円）を、他の1名には月額14万円（年額168万円）をそれぞれ支払い、その2分の1ずつ（合計192万円）に政務活動費を支出した。しかしながら、相手方松本が代表を務める政治団体の収支報告書上の収入は、相手方松本からの寄付48万円と、政治団体からの寄付60万円であり、支出は、人件費のみの108万円である（甲17の3及び4）。そして、支出した人件費は、後援会108万円、政務活動費108万円となるはずであるから、合計でも216万円になるはずである。それにもかかわらず、職員の給料を合計384万円支出しているのであれば、後援会からの支出は更に84万円必要となり、同額の収入も必要となる。前記のとおり、政務活動費の支出と整合性がない。また、政治団体の活動実態は不明である。

そうすると、政務活動費を支出した192万円と、後援会の人件費108万円の差額である84万円について、違法な政務活動費の支出である。

イ 被告の主張

相手方松本は、平成28年度政務活動費について、本件条例、本件規程及び本件手引に則って収支報告書等を適法に提出した（甲17の1及び2）。したがって、相手方松本による平成28年度政務活動費の支出は適法と推定される。

そして、相手方松本が雇用した職員については、その業務実態から政務活動費の按分充当が困難であったことから、各職員の給料のうち、2分の1について政務活動費に充当した。また、月給18万円の職員については、政務活動費を支出しなかった残りの108万円を後援会が支出した。さらに、月給14万円の職員については、残りの84万円を相手方松本の親族

が経営する松本運送株式会社（以下「松本運送」という。）が支払った（乙 17 の 1 ないし 3）。そして、松本運送が人件費を支出した職員は、政務活動と松本運送の業務に従事していたものであり（乙 17 の 1）、後援会活動には従事していない。

5 そうすると、相手方松本が雇用した職員の人件費に政務活動費を支出することは、適法である。

第 3 当裁判所の判断

1 主張立証責任の所在について

10 (1) 本件は、原告らが、被告に対し、補助参加人を含む相手方らに対して不当利得返還請求権を行使するよう求めるものである。したがって、県が上記不当利得返還請求権を有することについては、原告らがその発生原因事実を主張立証しなければならない。すなわち、原告らは、本件においては、その主張する相手方らの支出に対する政務活動費の充当が法律上の原因を欠くものであること、いい換えれば、上記支出が政務活動費に該当しないことを主張
15 立証しなければならない。

20 (2) もっとも、議員の政策立案のための調査研究その他の活動の重要性に鑑み、これに資するため必要な経費の一部として議員に交付されるようになったという政務活動費制度の趣旨に照らし、適正な支出が求められることはいうまでもないし、具体的な支出の使途の適否ないし当否については、最終的には、
25 住民の政治的判断に委ねられるべきものというべきである。

 しかしながら、前記第 2 の 2 の関係法令等の定めのとおり、県では、政務活動費について、本件条例及びその施行に関して必要な事項を定めた本件規程を制定し、政務活動費の使途に関して基準を定め、さらに、政務活動費の運用方針を定めた本件手引を参照することとしてこれを周知させ、もって政務活動費の支出の適正を確保していることが認められる。これらの定めによれば、政務活動費の交付を受けた議員は、県議会議長に対し、所定の収支報

5 告書を提出しなければならないが、これには、支出した項目ごとに支出、主たる支出の内訳を記載し、支出の裏付けとなるべき領収書等を添付すべきことが定められており、政務活動費を支出金の一部に充当・按分する場合には、按分率及び政務活動費の支出を記載することとされている。政務活動費についてこのような定めがされているのは、議会における議員の上記活動の重要性に鑑み、議員の自由な調査研究その他の活動を確保し、もって議会の審議能力を強化するという政務活動費制度の趣旨を実現するとともに、その支出の適正を図ることにあるものと考えられる。そして、政務活動費の交付を受けた議員は、これらの定めるところに従い、所定の記載をした収支報告書等
10 を提出した場合には、それぞれの政務活動費の支出については、一応上記報告書どおりに行われたものと推認される。

したがって、これらの収支報告に係る政務活動費の支出のうち目的外支出があつて、これが議員において不当利得となると主張するのであれば、当該支出が違法ないし不当であるとする者（本件では原告ら）において、これを主張立証しなければならないものと解するのが相当である。
15

以上を前提に、以下、本件の争点について検討する。

2 争点(1)（相手方中川。主張整理表の番号1）について

- (1) 原告らは、前記第2の4(1)アのとおり主張する。
- (2) しかしながら、本件の全証拠を検討しても、相手方中川の広報紙の掲載内容を具体的に特定することはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。
20

3 争点(2)（相手方川田。主張整理表の番号2）について

- (1) 原告らは、前記第2の4(2)アのとおり主張する。
- (2) しかしながら、本件の全証拠を検討しても、相手方川田の広報紙の掲載内容を具体的に特定することはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。
25

4 争点(3) (相手方岡。主張整理表の番号3) について

(1) 証拠 (甲3の1ないし15, 乙3の1) 及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実が認められる。

ア 相手方岡は, 平成28年度に, 政務活動事務所の賃借料として合計82万9128円を支払い, 全額に政務活動費を支出し, 収支報告書を県議会議長に提出した (甲3の1ないし13)。

イ 岡美希が代表者を務める「有限会社櫃原ケアセンター ユースフル21」(ケアセンター) の主たる事務所の所在地は, 「奈良県櫃原市四条町765番地の15」であり, 相手方岡が代表者を務める「岡史朗後援会」(以下「岡後援会」という。) の主たる事務所所在地も同所とされているが, 同所に所在する1棟の建物は, 2階部分を岡後援会が事務所として使用し, 1階部分をケアセンターが使用している (甲3の14及び15, 乙3の1)。

ウ 岡後援会の平成28年度分の収支は, いずれも0円である (甲3の15)。

(2) 原告らは, 前記第2の4(3)アのとおり主張する。

しかしながら, 相手方岡は収支報告書を適法に提出している (前記(1)ア)。

また, 岡後援会とケアセンターは互いに独立しており (前記(1)イ), 後援会活動を後援会の事務所で行うことができないとはいえない。さらに, 岡後援会の収支がともに0円であった (前記(1)ウ) としても, この事実をもって, 政務活動事務所において後援会活動が行われていたということにはならない。

したがって, 原告らの上記主張は採用することができない。

5 争点(4) (相手方森山。主張整理表の番号4) について

(1) 事務所費について

ア 証拠 (甲4の1及び2, 4の5ないし9) 及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実が認められる。

ア 相手方森山は, 平成28年度に, 政務活動事務所の賃借料として合計134万4000円を支払い, 全額に政務活動費を支出し, 収支報告書

を県議会議長に提出した（甲４の１及び２）。

5 (イ) 平成２７年４月及び同年９月に撮影された相手方森山の政務活動事務所近辺の写真には、その敷地入口に、「奈良県議会議員 森山よしふみ 後援会」と記載された看板が設置されている様子が写っている（甲４の５及び８）。また、平成２９年１２月に撮影された同所の写真には、「森山よしふみ」と記載された看板が設置されている様子が写っているが、同看板には、「後援会」という記載はない（甲４の９）。

10 (ウ) 「森山よしふみサポーターズ・ネット」のホームページ上に掲載された写真には、相手方森山の政務活動事務所前の敷地に相手方森山の支援者らが集まっている様子が収められているが、同写真の撮影年月日は不明である（甲４の６）。

15 (エ) 相手方森山が代表者を務める後援会の主たる事務所の所在地は、相手方森山の自宅が所在する「奈良県橿原市十市町１１６０－３０」である。また、同後援会の平成２８年度分の収入及び支出は、いずれも０円である。（以上、甲４の７、弁論の全趣旨）

イ 原告らは、前記第２の４(４)ア(ア)のとおり主張する。

20 しかしながら、看板が掲出されていたのは平成２７年及び平成２９年においてであり（前記ア(イ)）、かつ、これらの看板が存在するからといって、相手方森山の政務活動事務所において、後援会活動が行われていたとまでは推認することはできない。また、甲４の６の写真の撮影年月日は不明である（前記ア(ウ)）上、平成２８年度内に県議会議員選挙は行われていない（公知の事実）から、仮に選挙時に選挙員が政務活動事務所前の敷地を利用していても、相手方森山が平成２８年度に政務活動事務所を選挙活動のために利用していたということにはならない。さらに、前記ア(エ)の事実から政務活動事務所において後援会活動が行われていたことにはな

25 らないのは、前記４(２)で判示したのと同様である。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 人件費について

ア 原告らは、前記第2の4(4)ア(イ)のとおり主張する。

イ しかしながら、前記(1)イのとおり、相手方森山の政務活動事務所において後援会活動等が行われていたということはできず、職員らが政務活動に専従していなかったとはいえないから、原告らの上記主張は採用することができない。

6 争点(5)（相手方藤野。主張整理表の番号5）について

(1) 広聴広報費について

ア 証拠（甲5の1ないし4、甲5の35ないし37）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 相手方藤野は、平成28年度に、県政レポート作成・郵送費用として合計77万9461円を支払い、その全額に政務活動費を支出して、収支報告書を県議会議長に提出した（甲5の1ないし4）。

(イ) 相手方藤野が発行した「ふじのREPORT」（平成29年9月号、10月・11月号及び12月号）には、相手方藤野の県議会における活動内容や、国政選挙に関する事項が記載されている。また、前記各号の末段には、「ふじの良次政務活動事務所 大和郡山市筒井町673-3」と記載されている。（以上、甲5の35ないし37）

イ 原告らは、前記第2の4(5)ア(ア)のとおり主張する。

しかしながら、相手方藤野の広報紙においては、相手方藤野の活動報告が記載されており（前記ア(イ)）、これを見た県民が相手方藤野の活動内容を把握し、県政に対する意見を提供するきっかけとなるものといえる。また、国政選挙に関する記載も、相手方藤野の政治的思想・信条を広く知らしめる事項であり、県民からの意見を募ることに資するものといえる。そうすると、相手方藤野の広報紙は、相手方藤野の県政に関する政策等の広聴広

報活動に資するものであるから、これに政務活動費を支出することは許容されると認められる。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 事務所費について

5 ア 証拠（甲5の1、5の5ないし16、5の29ないし31、5の34、
乙5の1）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

 (ア) 相手方藤野は、平成28年度に、政務活動事務所の賃借料として合計
90万円を支払い、その全額に政務活動費を支出して、収支報告書を県
議会議長に提出した（甲5の1、5の5ないし16）。

10 (イ) 相手方藤野の政務活動事務所が入居する建物を写した写真（平成27
年3月撮影）には、「まぶちすみお 前川きよしげ ふじの良次 民主党
演説会」と記載されたポスターが、同建物の表面に3枚、側面に2枚貼
られている様子が写されている（甲5の29及び30）。

 (ウ) 政治団体であるサポーターズクラブは、「大和郡山市筒井町445-
15 5」に所在し、同所に相手方藤野の後援会である「ふじの良次後援会」
（以下「藤野後援会」という。）事務所及び同人の親族が代表者を務める
介護支援サービス・エフケイ合同会社（以下「エフケイ」という。）も所
在している。同所在地は、相手方藤野の父親の自宅であり、エフケイは、
同人宅敷地内のプレハブ小屋に所在している。（以上、甲5の31、34、
20 乙5の1）

 なお、エフケイは現在閉業している（甲5の34、弁論の全趣旨）。

 (エ) サポーターズクラブの平成28年度の収支報告書上の支出は、40万
8000円である。また、藤野後援会の平成28年度の収支は、いずれ
も0円であった。（以上、甲5の31、弁論の全趣旨）

25 イ 原告らは、前記第2の4(5)ア(イ)のとおり主張する。

 しかしながら、前記ア(イ)の事実のみから、相手方藤野の政務活動事務所

において選挙活動が行われていたことを推認することはできない。また、サポーターズクラブ及び藤野後援会は、エフケイとともに相手方藤野の父の自宅敷地内に所在している（前記ア(ウ)）が、これをもって同所において後援会活動を行うことができないとはいえないし、政務活動事務所において後援会活動が行われていることを推認させることにもならない。そして、サポーターズクラブ及び藤野後援会の収支報告書上の収支が前記ア(エ)のとおりであるとしても、これをもって政務活動事務所において後援会活動等が行われていることを直ちに推認させることにならないのは、前記4(2)で判示したのと同様である。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(3) 人件費について

ア 証拠（甲5の1，5の17ないし28）及び弁論の全趣旨によれば、相手方藤野は、政務活動職員への給料として、平成28年度に104万7500円を支払い、全額に政務活動費を支出し、収支報告書を県議会議長に提出した事実が認められる。

イ 原告らは、前記第2の4(5)ア(ウ)のとおり主張する。

しかしながら、相手方藤野の政務活動事務所において後援会活動が行われていたとは認められないことは前記(2)イのとおりであるから、同事務所において稼働していた職員が、政務活動以外の業務を行っていたとは認められない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

7 争点(6)（相手方中野〔補助参加人〕。主張整理表の番号6）について

(1) 事務所費について

ア 証拠（甲6の1ないし13，6の15ないし20〔枝番を含む。〕，6の23及び24，乙6の1ないし3，丙3）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 相手方中野は、平成28年度に、政務活動事務所の賃借料及び5台分の駐車場賃借料として合計180万円を支払い、全額に政務活動費を支出し、収支報告書を県議会議長に提出した（甲6の1ないし13）。

(イ) 相手方中野の政務活動事務所（奈良県大和郡山市池之内町461番）が所在する敷地上には、「主である建物」と「附属建物」が存在し、同事務所は附属建物の2階に所在している（乙6の1ないし3，丙3）。

(ウ) 平成27年3月に撮影された写真には、相手方中野の政務活動事務所が所在する建物の敷地内に「中野まさふみ連絡所」及び「自由民主党」と記載された看板が立てられている様子が写っている（甲6の15）。また、平成25年9月に撮影された写真には、前記(イ)の「主である建物」に、国会議員である「高市早苗」の名前が記載された看板が掲げられた様子が写っている（甲6の16）。

(エ) 相手方中野が代表者を務める政治団体「なら21政経研究会」（政経研究会）の所在地は奈良県「大和郡山市田中町172番地3」であり、政経研究会の平成28年度の収支報告書上の収支は、収入が65万円であり、支出は76万5400円であった（甲6の17）。

(オ) 住宅地図上の奈良県大和郡山市田中町172番1には、「中野雅史」の表示がある（甲6の18）。

(カ) インターネット上の検索サイトで「中野雅史後援会」と検索すると、相手方中野が代表取締役を務める関西興産の本店所在地である「奈良県大和郡山市池之内町461番地」が検索結果として表示される（甲6の19の1及び2）。

(キ) 相手方中野の平成29年度事務所状況報告書には、政務活動事務所の所在地が「大和郡山市池之内町461-3」であり、後援会事務所との兼用であること、賃貸人である関西興産への賃借料は、事務所面積の半分を政務活動に使用しているとして、2分の1の按分率としていること、

事務所賃借料及び駐車場代の支払に政務活動費を計上しないことなどが記載されている（甲 6 の 2 0）。

5 (ク) 平成 3 1 年 4 月に実施された県議会議員選挙の際には、相手方中野の政務活動事務所が所在する建物に、「中野まさふみ選挙事務所」と記載された看板が掲出された（甲 6 の 2 3 及び 2 4，弁論の全趣旨）。

イ 原告らは、前記第 2 の 4 (6) ア(ア)のとおり主張する。

しかしながら、前記ア(ウ)及び(ク)のとおり、相手方中野の政務活動事務所の敷地内に同人の所属政党や国会議員の氏名が記載された看板が掲げられていた時期は平成 2 5 年及び平成 2 7 年であり、選挙事務所の看板が掲出されていたのも平成 3 1 年であったため、平成 2 8 年度当時の状況は明らかではない。また、そもそも、政務活動事務所の敷地内にこれらの看板が掲出されていることから、直ちに政務活動事務所において後援会活動が行われているとはいえないことは、前記 5 (1) イで判示したのと同様である。

10 15 そして、政経研究会の平成 2 8 年の収支は前記ア(エ)のとおりであるが、これをもって、政務活動事務所において後援会活動等が行われていたとは直ちに推認されないことは、前記 4 (2) で判示したのと同様である。

20 25 さらに、相手方中野の政務活動事務所の賃貸人は、同人が代表取締役を務める関西興産である（前記ア(カ)及び(キ)）が、本件手引においては、議員が法人の代表者の地位にあり、同法人から事務所を賃借する場合にも、一定の条件を満たせば同法人への賃借料の支払に政務活動費を支出することができるとされている（前記第 2 の 2 (4) ウ(イ)）。そして、本件手引自体は法規ではないものの、県議会議員の政務活動費の支出等に関する規律を定めた本件条例の解釈指針として、平成 2 8 年度の政務活動費に関して適用される本件条例の最終改正の施行時である平成 2 5 年 3 月に合わせて作成されていること（乙共 1，3）に照らすと、本件条例の解釈の参考とすることができると解されるところ、本件条例を見ても、県議会議員が代表者

の地位にある法人への賃借料の支払に政務活動費を支出することができないという定めは見当たらない。そうすると、相手方中野が関西興産に対して支払う賃借料に政務活動費を支出することができないとは認められない。

5 なお、県から交付を受けた政務活動費をどの費目に支出するかについては、各議員の判断に委ねられる事柄であるから、相手方中野が平成29年度は政務活動費を賃借料に支出していない（甲6の20）からといって、平成28年度において、賃借料に政務活動費を支出することができないということにならないのは当然であるし、前記ア(キ)のような平成29年度の使用実態から、平成28年度の使用実態が同様であるとは直ちにいえない
10 のも当然である。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 人件費について

ア 証拠（甲6の1及び14）及び弁論の全趣旨によれば、相手方中野は、
15 政務活動補助職員への給料として、平成28年度に72万円を支払い、全額に政務活動費を支出し、収支報告書を県議会議長に提出したことが認められる。

イ 原告らは、前記第2の4(6)ア(イ)のとおり主張する。

しかしながら、相手方中野の政務活動事務所において、後援会活動等が
20 行われていたとは認められないことは前記(1)イのとおりであり、職員が政務活動以外の業務に従事していたとは認められないから、原告らの上記主張は採用することができない。

8 争点(7)（相手方安井。主張整理表の番号7）について

(1) 広聴広報費について

25 ア 原告らは、前記第2の4(7)ア(ア)のとおり主張する。

イ しかしながら、本件の全証拠を検討しても、相手方安井の広報紙の掲載

内容を具体的に特定することはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 事務所費について

ア 証拠（甲7の1，7の4ないし15，7の28ないし31，乙7の1）

及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 相手方安井は、平成28年度に、政務活動事務所の賃借料及び駐車場賃借料として合計45万9888円を支払い、そのうち43万7280円に政務活動費を支出し、収支報告書を県議会議長に提出した（甲7の1，7の4ないし15，28）。

(イ) 相手方安井の政務活動事務所が入居する建物の外観を平成27年3月に撮影した写真には、相手方安井の政務活動事務所の存在を示す看板等は写っていないが、相手方安井の政務活動事務所が所在する部屋の入口付近の壁面には、「安井宏一事務所」と記載された看板が掲示されており、同事務所の入口扉にも、同様の文言が記載されている。また、同事務所内には、パソコンなどが備え置かれた執務机や、椅子が5つ備えられた応接用の机、FAX機能付き電話機がある。（以上、甲7の30，乙7の1）。

なお、インターネット上では、同事務所の所在する部屋の賃借料は月額3万5000円、占有面積は17㎡とされている（甲7の29）。

(ウ) 相手方安井の後援会である「安井宏一後援会」の平成28年度の収支報告書上の収支は、収入が1万2900円、支出が1万4395円であった（甲7の31）。

(エ) 相手方安井は、平成28年6月及び7月の事務所賃借料、駐車場代、人件費を按分充当しているが、これは、前記各月に行われた参議院議員選挙において、候補者佐藤啓の連絡事務所として使用したことによるものであった（甲7の6及び7，乙7の1）。

イ 原告らは、前記第2の4(7)ア(イ)のとおり主張する。

しかしながら、相手方安井の政務活動事務所には、外部に看板が掲げられており、電話機等も備え付けられ、執務机や応接用の机等も備えられている（前記ア(イ)）。そうすると、本件手引において、政務活動事務所として賃借料に政務活動費を支出することができる場合として掲げられた要件（前記第2の2(4)ウ(ア)）をいずれも満たしているといえる。

また、後援会の収支が前記ア(ウ)のとおりであったとしても、このことから、相手方安井の政務活動事務所において後援会活動等が行われていたことにならないのは、前記4(2)で判示したのと同様である。

そして、前記ア(エ)のとおり、仮に平成28年6月及び7月に、政務活動事務所において政務活動以外の活動を行ったとしても、平成28年度中のその他の期間においても、政務活動事務所において政務活動以外の活動が行われていたと推認することはできない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(3) 人件費について

ア 証拠（甲7の1、7の16ないし27）及び弁論の全趣旨によれば、相手方安井は、平成28年度に、政務活動補助職員に対して合計60万円を支払い、そのうち57万0498円に政務活動費を支出した事実が認められる。

イ 原告らは、前記第2の4(7)ア(ウ)のとおり主張する。

しかしながら、前記(2)イのとおり、相手方安井の政務活動事務所において、後援会活動等の活動が行われていたとは認められず、これらの活動に政務活動補助職員が従事していたとは認められないから、原告らの上記主張は採用することができない。

9 争点(8)（相手方奥山。主張整理表の番号8）について

(1) 事務所費について

ア 証拠（甲 8 の 1 ないし 3， 8 の 7 ないし 11， 乙 8 の 1）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

（ア） 相手方奥山は，平成 28 年度に，政務活動事務所の賃借料として合計 42 万円を支払い，その全額に政務活動費を支出し，収支報告書を県議会議長に提出した（甲 8 の 1 及び 2）。

（イ） 相手方奥山の政務活動事務所は，奈良県香芝市磯壁 3 丁目 97-2 に所在する建物の 2 階にあり，1 階にある扉を開けて階段を登ると，「奈良県議会議員 奥山博康」と記載された看板が，2 階の扉の横に掲出されている（乙 8 の 1）。

（ウ） 平成 27 年 4 月及び平成 28 年 1 月に撮影された，相手方奥山の政務活動事務所が所在する建物の外観を撮影した写真には，同建物 1 階の扉の横に「かしば 21 世紀倶楽部 おくやま博康 後援会事務所」と記載された看板が掲出されている様子が写っていた（甲 8 の 3 及び 7）。また，平成 31 年 3 月に撮影された同建物付近の写真には，同建物 1 階の扉の横に，前記看板と同様の看板が掲出された様子が写っていた（甲 8 の 10 及び 11）。

なお，平成 28 年 1 月以降に，前記看板は同所から撤去されていた（弁論の全趣旨〔平成 30 年 10 月 15 日付け原告ら準備書面(2)・3 頁〕）。

（エ） 相手方奥山が代表を務める「かしば 21 世紀倶楽部（おくやま博康後援会）」の主たる事務所所在地は，奈良県「香芝市今泉 328-2」である。また，同後援会の平成 28 年度の収支報告書上の収支は，収入が 122 万 0005 円，支出が 51 万 7851 円であった。なお，同後援会事務担当者は，後記(オ)の社会福祉法人の施設長であり，連絡用の電話番号は，携帯電話のものであった。（以上，甲 8 の 8 及び 9）

（オ） 相手方奥山が代表者を務める社会福祉法人博寿会の主たる事務所の所在地は，「奈良県香芝市平野 23-1」であり，同法人は奈良県香芝市

今泉 3 2 8 - 1 に土地及び建物を所有している（甲 8 の 9）。

イ 原告らは、前記第 2 の 4 (8) ア(ア)のとおり主張する。

確かに、相手方奥山の政務活動事務所へ向かう階段前の扉の横に、相手方奥山の後援会の看板が掲出されていたことがあり、県議会議員選挙の際にもこれが掲げられている（前記ア(ウ)）。

しかしながら、後援会事務所は、政務活動事務所とは異なる場所に存在している（前記ア(イ)及び(エ)）し、前記看板は、平成 2 8 年 1 月以降に撤去され、平成 3 1 年 3 月の選挙時には再度同じ場所に掲出されている（前記ア(ウ)）。このことからすれば、相手方奥山の後援会は、相手方奥山の政務活動事務所において後援会活動を行う必要が生じた際に、適宜同事務所を利用して活動していたものと認めるのが自然である。そして、本件の全証拠に照らしても、平成 2 8 年度中に、相手方奥山の政務活動事務所において後援会活動が行われていたことを示す証拠は見当たらない。そうすると、平成 2 8 年度内に、相手方奥山の政務活動事務所において、後援会活動等が行われていたとは認められない。

また、相手方奥山の後援会事務所の収支は前記ア(エ)のとおりであるが、この事実から、相手方政務活動事務所において後援会活動が行われていたとはいえないことは、前記 4 (2) で判示したのと同様である。

さらに、相手方奥山の後援会事務所と前記社会福祉法人の所在地は、その地番に照らすと、隣地であると推認することができ、かつ、相手方奥山の親族が後援会事務所の事務担当と前記社会福祉法人の施設長を兼任しているのは前記ア(エ)及び(オ)のとおりであるが、このことから、後援会活動が相手方奥山の政務活動事務所において行われていたと推認することはできない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 人件費について

ア 証拠（甲 8 の 1， 8 の 4 ないし 6）及び弁論の全趣旨によれば，相手方奥山は，平成 28 年度に，政務活動補助職員 3 名に対して，合計 108 万 9000 円を支払い，その全額に政務活動費を支出した事実が認められる。

イ 原告らは，前記第 2 の 4 (8) ア (イ) のとおり主張する。

5 しかしながら，前記(1)イのとおり，相手方奥山の政務活動事務所において後援会活動等が行われていたとは認められず，これらの活動に職員が従事していたとは認められないから，原告らの上記主張は採用することができない。

10 争点(9)（相手方小泉。主張整理表の番号 9）について

10 (1) 事務所費について

ア 証拠（甲 9 の 1 ないし 3， 9 の 6 及び 7， 9 の 9 ないし 12）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

15 (ア) 相手方小泉は，政務活動事務所の賃借料及び同事務所の警備費並びに駐車場の賃借料として，平成 28 年度に合計 123 万 8688 円を支払い，その全額に政務活動費を支出し，収支報告書を提出している（甲 9 の 1 ないし 3）。

20 (イ) 平成 25 年 9 月には，相手方小泉の政務活動事務所の前面に，「堀井いわお 後援会連絡所」と記載された看板や，「高市早苗」，「小泉米造」と記載された看板，「元気な奈良県をあなたと！ 奈良県議会議員小泉米造事務所 後援会泉栄県政会」と記載された看板等が掲出されていた（甲 9 の 6 及び 7）。

また，平成 31 年 4 月 1 日には，相手方小泉の政務活動事務所に「小泉米造 選挙事務所」と記載された看板が設置されていた（甲 9 の 11 及び 12）。

25 (ウ) 相手方小泉が代表者を務める「泉栄県政会」の主たる事務所所在地は，奈良県「大和郡山市九条町 797-1」であった。また，泉栄県政会の

平成28年度の収支報告書上の収支は、収入が119万4041円、支出が121万8409円であり、支出の中で、組織活動費は45万3322円、機関紙誌の発行事業費は39万2045円、経常経費は37万3042円、人件費は0円であった。(以上、甲9の9)

5 (エ) 相手方小泉の政務活動事務所及び泉栄県政会名義の広報紙(平成30年1月発行)には、相手方小泉及び泉栄県政会幹部の新年の挨拶文や、相手方小泉の活動報告等が記載されており、同紙3頁(最上部に「泉栄県政会だより」と記載された頁)には、「小泉米造の相談室」として、相手方小泉の政務活動事務所の所在地である奈良県大和郡山市九条町23
10 8-4の住所及び電話番号が記載されていた。なお、同電話番号は、相手方小泉の後援会の連絡用電話番号とは異なるものであった。(以上、甲9の9及び10、弁論の全趣旨)

イ 原告らは、前記第2の4(9)ア(ア)のとおり主張する。
しかしながら、泉栄県政会の事務所は、政務活動事務所とは異なる場所
15 に所在する(前記ア(ウ)及び(エ))。また、相手方小泉の政務活動事務所が、選挙の際の連絡事務所や選挙事務所として利用されていたことは前記ア(イ)のとおりであるが、このことから、平成28年度内において、政務活動事務所において後援会活動が行われていたということを推認することはできない。

20 また、泉栄県政会の平成28年度の収支は前記ア(ウ)のとおりであるが、このことから、相手方小泉の政務活動事務所において後援会活動が行われていたと推認することができないことは前記4(2)で判示したのと同様である。

さらに、相手方小泉の広報紙中、泉栄県政会だよりと記載された頁の下部に、相手方小泉への相談室という表題で、相手方小泉の政務活動事務所の住所や電話番号が記載されている(前記ア(エ))が、同記載をもって、相
25

手方小泉の後援会活動が政務活動事務所で行われていたとは認められない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 人件費について

5 ア 証拠（甲 9 の 1， 9 の 4 及び 5）及び弁論の全趣旨によれば、相手方小泉は、平成 28 年度に、政務活動補助職員 2 名に対して合計 132 万円を支払い、その全額に政務活動費を支出したことが認められる。

イ 原告らは、前記第 2 の 4 (9) ア(イ)のとおり主張する。

10 しかしながら、前記(1)イのとおり、相手方小泉の政務活動事務所において後援会活動等の活動が行われていたとは認められず、これらの活動に職員が従事していたとは認められないから、原告らの上記主張は採用することができない。

(3) 事務費について

15 ア 証拠（甲 9 の 1 及び 8）及び弁論の全趣旨によれば、相手方小泉が、平成 28 年度に、政務活動専用のパソコンを 6 万円で購入し、その全額に政務活動費を支出した事実が認められる。

イ 原告らは、前記第 2 の 4 (9) ア(ウ)のとおり主張する。

20 しかしながら、前記(1)イのとおり、相手方小泉の政務活動事務所において後援会活動等の活動が行われていたとは認められず、前記パソコンがこれらの活動に用いられていたとは認められないから、原告らの上記主張は採用することができない。

1 1 争点(10)（相手方中村。主張整理表の番号 10）について

(1) 原告らは、前記第 2 の 4 (10) アのとおり主張する。

25 (2) しかしながら、本件の全証拠を検討しても、相手方中村の広報紙の掲載内容を具体的に特定することはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。

12 争点(11) (相手方川口。主張整理表の番号11) について

(1) 広聴広報費について

ア 原告らは、前記第2の4(11)ア(ア)のとおり主張する。

イ しかしながら、本件の全証拠を検討しても、相手方川口の平成28年度発行の広報紙の記載内容を具体的に特定することはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 人件費について

ア 証拠 (甲11の1, 11の5ないし12, 11の14及び15, 乙11の1) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 相手方川口は、平成28年度に、政務活動補助職員3名に対して合計265万3608円を支払い、その全額に政務活動費を支出し、収支報告書を県議会議長に提出した (甲11の1, 11の5ないし7)。

(イ) 相手方川口は、平成28年度の電気代及び電話代について、その総額の3分の1について、事務所費及び事務費として政務活動費を支出した (甲11の1, 11の8ないし11)。

(ウ) 相手方川口の後援会である「川口正志後援会」の所在地は「奈良県御所市柏原273」であり、同後援会の平成28年度の収支報告書上の収支は、収入が462万7700円、支出が354万3972円であった。また、収入のうち300万円は政治団体からの寄附であり、支出のうち、機関紙誌の発行事業費が116万9884円、人件費が0円であった。

(以上、甲11の12)

(エ) 奈良県中小企業連合会 (以下「中企連」という。) は、相手方川口が代表者を務める任意団体であり、法人会員が650件、個人会員が4500件である。また、中企連の御所事務所の電話番号は、相手方川口の政務活動事務所の電話番号と同一である。(以上、甲11の14及び15, 乙11の1)

(オ) 相手方川口の政務活動事務所が所在する建物には、中企連及び相手方川口の後援会事務所が所在している。そして、政務活動事務所には、中企連職員3名と、相手方川口が雇用した政務活動補助職員4名が勤務していた。(以上、乙11の1)

5 イ 原告らは、前記第2の4(11)ア(イ)のとおり主張する。

確かに、4名の職員が雇用されていたことは、他の議員と比較しても多数であるとはいえる。

しかしながら、前記アの各事実にも照らしても、相手方川口の政務活動事務所において職員らが後援会活動を行っていたとは認められない。また、政務活動事務所の賃借料に政務活動費を按分充当した場合に、職員の人件費も同率で按分充当しなければならないという定めは存在しない。さらに、川口正志後援会の平成28年度の収支は前記ア(ウ)のとおりであるが、このことから、相手方川口の職員が後援会活動等を行っていたと推認することができないのは前記4(2)のとおりである。そして、相手方川口の広報誌の発行者は同人の後援会であるが(甲11の4及び13)、このことをもって、相手方川口が雇用した職員が後援会活動を行っていたと推認することもできない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

13 争点(12) (相手方田尻。主張整理表の番号12) について

20 (1) 広聴広報費について

ア 原告らは、前記第2の4(12)ア(ア)のとおり主張する。

イ しかしながら、本件の全証拠を検討しても、相手方田尻の広報紙の掲載内容を具体的に特定することはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。

25 (2) 事務所費について

ア 証拠(甲12の1、12の5ないし10、12の23ないし25)及び

弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(ア) 相手方田尻は、政務活動事務所の賃借料及び光熱費等並びに駐車場の賃借料として、平成28年度に合計89万0798円を支払い、その全額に政務活動費を支出し、収支報告書を県議会議長に提出した（甲12の1，12の5ないし10）。

(イ) 相手方田尻の後援会である「たじりたくみ後援会」及び「たじりたくみ励ます会」は、いずれも相手方田尻の自宅を主たる事務所の所在地として収支報告書が提出されている。平成28年度の収支報告書上の支出は、「たじりたくみ後援会」が46万0031円、「たじりたくみ励ます会」が0円であった。（以上、甲12の23及び24、弁論の全趣旨）

(ウ) 相手方田尻のホームページには、「県政事務所のご案内」として、「奈良県政への要望・陳情など お気軽にご相談ください」と記載され、同人の政務活動事務所の所在地や電話番号が記載されている（甲12の25）。

イ 原告らは、前記第2の4(12)ア(イ)のとおり主張する。

しかしながら、後援会の事務所が相手方田尻の自宅に置かれている事実から、同事務所において後援会活動が行われず、政務活動事務所において後援会活動が行われていたと推認することはできない。また、前記ア(ウ)の相手方田尻のホームページの記載は、県民の声を取り入れ、これを県政に反映させるという点において政務活動そのものであって、これを後援会活動と解することはできない。そして、相手方田尻の各後援会の平成28年度の支出は前記ア(イ)のとおりであるが、このことから、相手方田尻の政務活動事務所において後援会活動が行われていたと推認することができないことは、前記4(2)で判示したのと同様である。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(3) 人件費について

ア 証拠（甲 12 の 1, 12 の 11 ないし 22）及び弁論の全趣旨によれば、相手方田尻は、平成 28 年度に、政務活動補助職員 2 名に対して合計 103 万 5000 円を支払い、その全額に政務活動費を支出した事実が認められる。

5 イ 原告らは、前記第 2 の 4 (12) ア (イ) のとおり主張する。

しかしながら、前記 (2) イ のとおり、相手方田尻の政務活動事務所において後援会活動等の活動が行われていたとは認められず、これらの活動に職員が従事していたとは認められないから、原告らの上記主張は採用することができない。

10 1 4 争点 (13)（相手方田中。主張整理表の番号 13）について

(1) 広聴広報費について

ア 原告らは、前記第 2 の 4 (13) ア (ア) のとおり主張する。

イ しかしながら、本件の全証拠を検討しても、相手方田中の広報紙の掲載内容を具体的に特定することはできないから、原告らの上記主張は採用することができない。

15 (2) 資料購入費について

ア 証拠（甲 13 の 1, 13 の 7 ないし 10）及び弁論の全趣旨によれば、相手方田中は、平成 28 年度に、「昭和天皇実録」第 8 巻ないし第 12 巻の購入費として合計 1 万 0205 円、「中央公論」及び「文芸春秋」の各同年 11 月号の購入費として合計 1810 円をそれぞれ支払い、その全額に政務活動費を支出したこと、また、相手方田中は、平成 29 年 1 月分の新聞（統合朝日、奈良新聞及び奈良日日新聞）購読料として合計 6977 円を支払ったが、その 2 分の 1 の按分割合で、うち 3488 円について政務活動費を支出し、収支報告書を県議会議長に提出したことが認められる。

25 イ 被告は、前記第 2 の 4 (13) イ (イ) のとおり主張する。

まず、新聞購読料については、新聞の銘柄に照らし、議員が行う活動の

ために必要な図書、資料等の購入に要する経費ということができるから、
2分の1の按分割合で3488円の限度で政務活動費を支出したことが
使途基準に適合しない違法な支出ということとはできない。

次に、相手方田中が購入した「中央公論」及び「文芸春秋」については、
当該雑誌の内容や性質に照らし、一般には国民が娯楽的なもの又は教養的
なものとして購入するものと考えられ、県政の課題を分析する視点を
得るために効果的であるといえるか甚だ疑問が残るところであるから、
議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
ということはできず、その購入費合計1810円に政務活動費を支出したことは、
使途基準に適合しない違法な支出といわざるを得ない。

次に、相手方田中が購入した「昭和天皇実録」については、その記載内
容等については明らかではないものの、書籍名に照らすと、昭和天皇の生
涯や出来事を中心に編纂された歴史書の性質を有するものと考えられ、
県政との関係でどのような点が議員の行う活動に資することになるのかは
明らかではない。そうすると、「昭和天皇実録」の購入費合計1万0205
円について、議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する
経費に当たるとは認めることはできないから、この購入費に政務活動費を
支出したことは、使途基準に適合しない違法な支出というべきである。

ウ 相手方田中は、平成28年度の政務活動費として336万円を受領し、
合計326万8549円を支出して、残余额として9万1451円を県に
返還しているから、前記イの違法な政務活動費の充当部分合計1万201
5円について、法律上の原因なく利得し、県は、同額の損失を被っている
ことになる。したがって、県は相手方田中に対して、1万2015円分の
不当利得返還請求権を有しており、かつ、その行使を怠っている。

なお、本件全証拠に照らしても、相手方田中が上記不当利得金の発生に
つき悪意であったと認められる事情はないから、法定利息（民法704条

前段)の支払請求の義務付けは認められない。

1 5 争点(14) (相手方秋本。主張整理表の番号14) について

(1) 証拠 (甲14の1ないし7, 乙14の1及び3) 及び弁論の全趣旨によれば, 次の事実が認められる。

5 ア 相手方秋本は, 政務活動補助職員2名を雇用し, うち1名の給料の全額及び他の1名の給料の2分の1の合計238万4920円に政務活動費を支出し, 収支報告書を提出している (甲14の1ないし3)。

イ 相手方秋本のホームページには, 後援会事務所の所在地として, 「奈良県五條市住川町1163-2」という記載があったが, 平成29年3月頃,
10 「奈良県五條市二見5丁目4-2」という記載に変更された (甲14の4, 乙14の1及び3)。

ウ 相手方秋本の後援会である「秋本としつぐ後援会」の平成28年度の収支報告書上の主たる事務所の所在地は, 「奈良県五條市二見5丁目4番2号」であった (甲14の6)。

15 エ 相手方秋本の広報誌である「まいしん」の平成28年1月号には, 「五條市住川町1163-2」及び「後援会 広報部」という記載があった (甲14の5)。

オ 奈良県議会議員のホームページなどをまとめたインターネットサイトには, 相手方秋本の事務所として, 「五條市住川町1163-2」及び同人の
20 後援会事務所の電話番号が記載されていた (甲14の6及び7)。

(2) 原告らは, 前記第2の4(14)アのとおり主張する。

しかしながら, 相手方秋本の後援会事務所は, 同人の政務活動事務所とは別の場所に置かれている (前記(1)ウ)。また, 相手方秋本は, 雇用する職員のうち, 1名についてはその給料の2分の1にのみ政務活動費を支出している
25 ところ, 同職員については後援会活動も担当していること (乙14の1) から, 同人が広報誌の後援会広報部の所在地欄に政務活動事務所の所在地及び

電話番号を誤記していたとしても、不自然とはいえない。さらに、相手方秋本のホームページ上の所在地の表示も、同様の理由からなされていたものと考えられる。そして、原告らが指摘する前記(1)オの事実は、県議会議員自身が申告した内容であるとは認められず、これをもって、職員全員が後援会活動を行っていたと推認することはできない。

なお、原告らは、平成31年4月の県議会議員選挙時の相手方秋本の政務活動事務所等の写真（甲14の8及び9）を提出するが、本件との関連性がない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

16 争点(15)（相手方西川。主張整理表の番号15）について

(1) 証拠(甲15の1ないし25, 15の29ないし15の31〔枝番を含む。〕, 乙15の1ないし26)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 相手方西川は、平成28年4月から同年5月までの間、「正視」及び「裕子」の2名を政務活動補助職員として雇用し、同年6月から平成29年3月までの間は「裕子」及び「明広」の2名を同職員として雇用した。そして、同人らの給与の合計482万円の2分の1の241万円に政務活動費を支出し、収支報告書を県議会議長に提出した（甲15の1ないし23, 乙15の1ないし26）。

イ 相手方西川の後援会である「均和会」の平成28年度の収支報告書上の収支は、収入が260万円、支出が249万4968円であり、支出のうち、人件費は0円であった（甲15の25）。

ウ 前記「均和会」の会計責任者は、平成28年度が「吉田裕子」、平成29年度が「吉田明広」であった（甲15の25及び31）。

エ 相手方西川が平成29年度に雇用した政務活動補助職員の給料は、平成29年4月及び同年5月は月額35万円、同年6月以降は月額30万円であった（甲15の29の1ないし15の30）。

オ 奈良県市民オンブズマンが相手方西川に対して送付した公開質問状に対し、同人は、平成28年度に同人に雇用されていた職員が合計3名存在すること、平成28年4月段階に雇用していた職員2名はいずれも退職を希望しており、そのうちの1名は5月で退職したこと、その余の1名は引継ぎのために平成28年度中は残留したこと、同年6月から新たな政務活動補助職員が雇用されたこと、新たに雇用した職員の給料は、通年した平均月額として30万円を想定していたが、当初は月額18万円で雇用し、後に28万円、46万円と増額し、同職員の平成28年度中の平均月給は26.6万円となったことなどを回答した（甲15の24）。

(2) 原告らは、前記第2の4(15)アのとおり主張する。

しかしながら、相手方西川が雇用する職員の給料については、相手方西川と各職員との間において締結される雇用契約によるものであり、給料の金額が変動しているとしても、人件費として政務活動費を支出できないという理由はない。

また、前記「均和会」が収支報告書において人件費を計上していなかったからといって、相手方西川の職員が同人の親族であると推認することはできない。

したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

17 争点(16)（相手方松尾。主張整理表の番号16）について

(1) 証拠（甲16の1ないし3、乙16の1ないし3）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 相手方松尾は、平成28年度に政務活動補助職員1名を雇用し、給料として合計240万円を支払い、その2分の1である120万円の政務活動費を支出したとして、収支報告書を県議会議長に提出した（甲16の1及び2）。

イ 相手方松尾の後援会である「松尾いさお後援会」の平成28年度の収支

報告書上の収支は、収入が240万円であり、そのうち216万円は個人からの寄附であった。また、支出は238万6589円であり、そのうち人件費は60万円であった。(以上、甲16の3)

ウ 相手方松尾の職員に支払われた給料合計240万円のうち、120万円に政務活動費が支出され、残りの120万円のうち、60万円を相手方松尾が、60万円を後援会が支払った(乙16の1ないし3)。

(2) 原告らは、前記第2の4(16)アのとおり主張する。

しかしながら、相手方松尾は、自身も60万円を支出して職員に給料を支払っており、政務活動費を支出した120万円と、後援会が支出した人件費である60万円の差額全てが違法とはいえない。

もっとも、相手方松尾の後援会が政務活動補助職員へ支払った60万円は、後援会との雇用契約に基づく人件費と考えるのが合理的である。そうすると、相手方松尾が政務活動補助職員に対して支払った給料は、政務活動費を支出した120万円と、相手方松尾個人が負担した60万円を合計した180万円であると認められ、稼働実態による按分ができない以上、政務活動費を支出することができるのは、その2分の1である90万円であると認められる。

したがって、相手方松尾が人件費として支払った政務活動費120万円のうち、充当が許される90万円を除いた30万円については、違法な政務活動費の支出というべきである。

(3) 相手方松尾は、平成28年度の政務活動費として336万円を受領し、合計277万3978円を支出して、残余额として58万6022円を県に返還している(甲16の1)から、前記の違法な政務活動費の充当額分について、相手方松尾は、法律上の原因なく利得し、県は損失を被っている。したがって、県は相手方松尾に対して、30万円の不当利得返還請求権を有しており、かつ、その行使を怠っている。

なお、本件全証拠に照らしても、相手方松尾が上記不当利得金の発生につ

き悪意であったと認められる事情はないから、法定利息(民法704条前段)の支払請求の義務付けは認められない。

18 争点(17) (相手方松本。主張整理表の番号17) について

(1) 証拠 (甲17の1ないし3, 乙17の1ないし3) 及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 相手方松本は、平成28年度に政務活動補助職員2名を雇用し、給料として合計384万円を支払い、その2分の1である192万円の政務活動費を支出したとして、収支報告書を県議会議長に提出した(甲17の1及び2)。

イ 相手方松本の後援会である「松本宗弘後援会」の平成28年度の収支報告書上の収支は、ともに108万円であった。また、収入のうち、48万円は相手方松本からの寄附であった。そして、支出は全て人件費であった。

(以上、甲17の3)

ウ 平成28年度において、相手方松本の職員のうち、1名(以下「職員A」という。)には給料として合計216万円が支払われ、そのうち、108万円に政務活動費が支出され、残りの108万円を後援会が支払った。また、残りの1名(以下「職員B」という。)には、給料として合計168万円が支払われ、そのうち、84万円に政務活動費が支出され、残りの84万円を相手方松本の親族が代表者を務める松本運送が支払った。(以上、乙17の1ないし3)

(2) 被告は、前記第2の4(17)イのとおり主張する。

しかしながら、相手方松本の後援会が職員Aに支払った108万円は、後援会との雇用契約等に基づく人件費と考えるのが合理的である。そうすると、相手方松本が職員Aに対して支払った給料は、政務活動費を支出した108万円であると認められ、稼働実態による按分ができない以上、政務活動費を支出することができるのは、その2分の1である54万円であると認められ

る。

したがって、相手方松本が職員Aに対して人件費として支払った政務活動費108万円のうち、充当が許される54万円を除いた54万円については、違法な政務活動費の支出というべきである。

5 また、松本運送が職員Bに支払った84万円は、松本運送が職員Bとの間で締結した雇用契約に基づき負担する賃金であると考えるのが合理的である。そうすると、相手方松本が職員Bに対して支払った給料は、政務活動費を支出した84万円であると認められ、稼働実態による按分ができない以上、政務活動費を支出することができるのは、その2分の1である42万円であると認められる。

したがって、相手方松本が職員Bに対して人件費として支払った政務活動費84万円のうち、充当が許される42万円を除いた42万円については、違法な政務活動費の支出というべきである。

10 (3) 相手方松本は、平成28年度の政務活動費として336万円を受領し、合計229万9485円を支出して、残余额として106万0515円を県に返還している（甲17の1）から、前記の違法な政務活動費の充当額分について、相手方松本は、法律上の原因なく利得し、県は損失を被っている。したがって、県は相手方松本に対して、96万円分の不当利得返還請求権を有しており、かつ、その行使を怠っている。

20 もっとも、原告らは、被告に対し、相手方松本に対して84万円の限度で返還を請求するよう求めているから、84万円の範囲内で返還を義務付けることができるにとどまる。

25 なお、本件全証拠に照らしても、相手方松本が上記不当利得金の発生につき悪意であったと認められる事情はないから、法定利息（民法704条前段）の支払請求の義務付けは認められない。

19 総括

以上のとおり、相手方田中、同松尾及び同松本を除く相手方らによる政務活動費の支出が使途基準に適合しない違法な支出であると認めることはできない。

原告らのこれまでの主張に鑑み、関係証拠を改めて検討しても、上記の認定判断を左右するに足りない。

他方、相手方田中、相手方松尾及び相手方松本については、別紙「認容額一覧表」の「相手方」欄に対応する「認容額」欄記載の金額について、政務活動費の違法な支出が認められる。

第4 結論

以上のとおりであるから、原告らの請求は、別紙「認容額一覧表」の「相手方」欄記載の相手方に対して同別紙「認容額」欄記載の金員の支払を請求するよう求める限度で理由があるからこれを認容することとし、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

奈良地方裁判所民事部

裁判長裁判官 島 岡 大 雄

裁判官 千 葉 沙 織

裁判官 佐 々 木 健 詞

(別紙) 認容額一覧表

相手方	認容額
田中惟允	1 万 2 0 1 5 円
松尾勇臣	3 0 万円
松本宗弘	8 4 万円

以 上



請求相手方別請求金額一覧表

番号	相手方	印刷物	事務所費	人件費	その他	請求金額
1	中川崇	239,001				239,001
2	川田裕	524,257				524,257
3	岡史朗		414,564			414,564
4	森山賀文		672,000	720,000		1,392,000
5	藤野良次	389,730	450,000	523,500		1,363,230
6	中野雅史		1,800,000	360,000		2,160,000
7	安井宏一	256,945	437,280	570,498		1,264,723
8	奥山博康		210,000	544,500		754,500
9	小泉米造		619,344	660,000	事務費	1,309,344
10	中村昭	1,135,202			30,000	1,135,202
11	川口正志	281,016		1,326,804		1,607,820
12	田尻匠	789,649	445,399	517,500		1,752,548
13	田中惟允	278,589			資料購入費	290,604
14	秋本登志嗣			876,826	12,015	876,826
15	西川均			2,410,000		2,410,000
16	松尾勇臣			600,000		600,000
17	松本宗弘			840,000		840,000

pdfelement

これは正本である。

令和元年9月17日

奈良地方裁判所民事部

裁判所書記官 大 野 祐 之

pdfelement